

## 都市生活サービス課所管道水路に関する境界確認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市生活サービス課が所管する道水路用地（以下「市有地」という。）に係る境界確認協議等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 境界確認 市有地とこれに隣接する土地（以下「申請地」という。）との境界について、市長、申請人及び協議関係者が立会及び書面により境界の位置を確認し、境界確認協議書により当該境界の位置を明らかにすることをいう。
- (2) 管理境界 都市生活サービス課が所管する道路敷と申請地との境界をいう。
- (3) 地元関係者 土地改良区、水利組合等の代表者をいう。
- (4) 関係土地所有者 申請地に隣接する土地及び対面する土地の登記名義人をいう。
- (5) 協議関係者 関係土地所有者及び地元関係者をいう。
- (6) 不調 境界確認協議が不成立になることをいう。

(申請人の範囲)

第3条 申請人は、申請地の登記名義人とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を申請人とする。

- (1) 登記名義人が法人の場合 当該法人の代表者。ただし、当該法人が解散又は倒産したときは、その清算人又は管財人
  - (2) 登記名義人が死亡している場合 相続人全員
  - (3) 本市が公共事業の実施主体となる場合 当該公共事業を担当する部署の所属長
- 2 前項に規定する者から委任を受けた者は、申請人となることができる。

(代理人)

第4条 申請人は、書類作成代理人を選任することができる。

(申請書の提出)

第5条 申請人は、市有地と申請地との境界確認協議を求めるときは、境界確認協議申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 本市の公共事業に係る境界確認協議の申請については、申請人は、前項の境界確認協議申請書に代えて、官民境界確認申請書（様式第2号）を提出するものとする。

3 前2項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 位置図

(2) 地図又は地図に準ずる図面

(3) 所有権を示す書類

(4) 幅員証明

(5) その他地積測量図等、境界を確認するために必要な書類

（境界確認の実施）

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、境界確認を実施することが適当であると認めるときは、順次境界確認を実施するものとする。

（立会日の決定）

第7条 市長は、第5条第1項又は第2項の申請書を受け付けたときは、当該申請に係る事前調査及び事務連絡の期間を考慮して立会日を決定し、申請人に対し連絡するものとする。

2 申請人は、協議関係者と立会日の調整がつかないときは、市長に対し立会日の変更を求めることができる。

（立会）

第8条 市長、申請人及び協議関係者は、境界確認のための立会を行うものとする。

2 市長及び申請人は、資料の確認及び現地調査を行い、必要な場合は事前に協議するものとする。

（境界確認の心得）

第9条 市長は、申請人及び協議関係者と対等の立場で境界確認協議を行うものとする。

（承諾）

第10条 申請人は、境界確認した位置について協議が成立したときは、承諾書（様式第3号）を作成し、協議関係者の承諾を得るものとする。

2 共有者又は複数の相続人が存在する場合の関係土地所有者からの境界確認の承諾は、それぞれ全員から得るものとする。この場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、関係土地所有者のうち当該土地を実質的に管理している者1名からの承

諾をもって足りるものとする。

(承諾の省略)

第11条 市長は、次の各号に該当する場合は、個別協議をすることにより、協議関係者の承諾を省略することができる。

- (1) 隣接地又は対面地について、過去に境界確認協議が行われており、当該境界が現地において確認できるとき。
- (2) 客観的な資料、図面等に基づき幅員が明らかに確保され、境界線の形の整合性が将来に渡り妥当であると認められ、かつ、関係土地所有者等に明らかに不利益が生じないと認められるとき。
- (3) 前号までに掲げるもののほか、特に市長が認めるとき。

(立会后提出する書類)

第12条 申請人は、立会后速やかに、次の各号に定める図面を作成し、補正書類を提出する前に市長に確認を求めるものとする。

- (1) 原則、縮尺が250分の1以上の現況平面図であって、申請地及び周辺地番を記したものである。この場合において、将来に渡り復元が可能なように、基本三角点等を使用するように努め、境界点及び基準点の位置並びに座標一覧表を記載し、その他境界が確認できる事項があればその旨記載するものとする。ただし、現地の状況により必要な場合は事前に協議するものとする。
- (2) 原則、縮尺が50分の1以上の断面図であって、申請地から対面する構造物までの実測値を記載したものである。この場合において、断面箇所は、原則として境界線の折れ点ごととし、測点を通るものとする。ただし、現地の状況により必要な場合は事前に協議するものとする。

(補正書類)

第13条 申請人は、前条第1号及び第2号の図面が整ったときは、速やかに次の各号に定める補正書類を提出するものとする。

- (1) 平面図、断面図を添付した境界確認協議書 2部
- (2) 丈量図
- (3) 断面図に合わせて現況を明瞭にした写真及び基準点等の写真
- (4) 協議関係者の承諾書
- (5) その他協議書を締結するために必要な書類

2 申請人は、前項の補正書類を提出するに当たって必要な場合は、事前に市長と協議するものとする。

(公共事業に係る申請の補正書類)

第14条 公共事業に係る申請の場合の申請人は、事前に市長に協議の上、第12条及び第13条に代わる書類を提出することができる。

(申請の取り下げ)

第15条 申請人は、立会後に申請を取り下げるときは、市長に対し境界確認協議申請取下書(様式第4号)を提出しなければならない。

(不調の扱い)

第16条 申請書が提出されてから相当な期間(6か月程度)立会が行われない場合は、市長は、特別な事情がない限り申請書を申請人に返戻するものとする。

2 申請書が提出され、立会まで終了しているが、立会后、相当な期間(6か月程度)を経過しても申請人から何ら補正書類の提出がないときは、市長は、特別な事情がない限り不調として取り扱い、境界確認協議不調通知書(様式第5号)を申請人へ送付するものとする。

3 補正書類等は提出されているが、その書類に不備があるにもかかわらず、申請人が何ら是正措置を講じないと判断される場合は、前項の規定と同様の取扱いをするものとする。

(協議書の締結)

第17条 市長は、補正書類が整ったときは、速やかに申請人と境界確認協議書(様式第6号)を取り交わすものとする。ただし、申請人が第3条第1項第3号に該当するとき、申請地登記名義人と境界確認協議書を取り交わすものとする。

2 公共事業に係る申請の場合は、申請地登記名義人の同意の上、申請人へ境界確認通知書(様式第7号)を送付することをもって協議書に代えることができる。

(再協議)

第18条 申請人は、過去に境界確認協議が交わされ、公に証明できる図面を備えた境界確認箇所について、現地に図面の復元ができないとき、又は明らかに境界に疑義があると認められるときは、市長に対し再協議を求めることができる。この場合において、申請人は、境界確認再協議申請書(様式第8号)を提出しなければならない。

(確認済線の確認)

第19条 過去に交わされた境界確認協議書の図面について、申請人が現況に合わせた新たな図面を必要とし、かつ、復元した境界が現地に確認できるときは、市長に対し確認済線の確認を求めることができる。

2 市長に対し確認済線の確認を求めるときは、申請人は、確認済線の確認申請書（様式第9号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受け、境界確認ができたときは、確認済線の確認通知書（様式第10号）により申請人に対し通知するものとする。

（地積測量図等復元確認）

第20条 市長は、過去に境界確認協議が交わされていない場所が次の各号に該当するときは、申請人等からの申出により、地積測量図等の復元を確認するため、立会を行うことができる。

(1) 法務局による不動産登記法第14条第1項に規定する地図の作成事業及び地籍調査事業の実施地区において、現地に境界標が紛失しているために、法務局が市の確認を求めるとき。

(2) 市が作成した復元可能な地積測量図があるが、現地に境界標が紛失しているために、法務局が市の確認を求めるとき。

(3) その他協議により市長が必要と認めるとき。

（証明）

第21条 申請人が境界確認済証明申請書（様式第11号）を提出した場合において、市長は、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる証明書を交付するものとする。

(1) 国から譲与を受けた里道、水路等について、過去に申請地との間で境界確認が行われているとき。 県確認済証明

(2) 過去に市が所有する土地と申請地との間で境界確認が行われているとき。 市確認済証明

(3) 道路台帳整備事業の実施時において、市が所有する土地と申請地との間で境界確認が行われているとき。 道路台帳整備事業実測証明

2 前項各号の証明書の交付を受ける者は、松山市手数料条例（昭和24年条例第2号）第2条第1項第175号の規定により手数料を納入しなければならない。

（境界標の支給）

第22条 市長は、必要に応じて申請人に対し、市が所有する境界標を支給するものとする。

2 申請人は、協議書が締結できないときは、前項の境界標を市長に返却しなければならない。

(費用負担)

第23条 前条の境界標を除き、境界確認協議に要する費用は、すべて申請人の負担とする。

(市の隣接地承諾)

第24条 申請人が、国その他の公の機関との境界確認協議をしている場合において、市長に対し隣接地承諾を求めるときは、隣接地承諾願(様式第12号)を提出するものとする。

(地図訂正同意)

第25条 申請人が地図の訂正を行う場合において、市長に対し同意を求めるときは、地図訂正同意願(様式第13号)を提出するものとする。

(管理境界)

第26条 市長は、境界確認協議に際し、必要に応じて管理境界を協議することができる。

(文書の保存)

第27条 市長は次に掲げる書類を永年保存するものとする。

(1) 第5条及び第17条に規定する書類

(2) 第18条及び第19条に規定する書類

2 市長は、次に掲げる書類を当該事務の完結した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存するものとする。

(1) 第16条第2項及び第3項に規定する書類。ただし、境界確認協議申請書返戻願(様式第14号)が提出されたときは、申請書を返戻するものとする。

(2) 第20条、第21条第1項、第24条及び第25条に規定する書類

(その他)

第28条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年5月17日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。